

令和9年度 保育利用申込みの御案内

令和8年10月

京都市子ども若者はぐくみ局

京都市区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室

この御案内は、保育園（所）、認定こども園の保育園部分、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所（以下「保育施設・事業所」といいます。）の入園（所）申込みについてお知らせするものです。

<御注意ください!!>

- 令和9年4月保育利用の一次調整の申込締切は令和8年11月13日（金）必着です。
- 令和8年11月14日（土）以降にお申し込みいただいたものは一次調整の対象とはならず、二次調整以降の対象となり、結果通知も2月末以降となります。

<目次>

1	保育施設・事業所の種別	1 ページ
2	教育・保育給付認定の概要	2 ページ
3	京都市内の保育施設・事業所を利用できる方	2 ページ
4	保育時間	3 ページ
5	教育・保育給付認定における保育必要量・有効期間	3 ページ
6	申込方法及び申込受付期間	4 ページ
7	申込みに必要な書類	4 ページ
8	利用調整について	6 ページ
9	保育利用申込にあたっての留意事項	7 ページ
10	令和9年4月保育利用開始に関する手続	12 ページ
11	保育利用にあたっての留意事項	13 ページ
12	多様な保育サービス	14 ページ
13	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の申込みについて	15 ページ
14	「マイ保育園・こども園」「マイ幼稚園」事業について	16 ページ
15	利用者負担額（保育料）	16 ページ
16	保育利用に関するよくある御質問	16 ページ
17	京都市の保育利用の優先度判定基準	21 ページ
※ お問合せ先は、裏表紙を御覧ください。		

保育申込に当たっての留意事項（保育施設等への事前見学をお願い）

- ・ 希望する保育施設等については、事前に児童同伴で全て見学していただいたうえで、通園可能な保育施設等のみを御記入ください。
- ・ 各保育施設等によっては、保育の方針、雰囲気や時間外（延長）保育など様々な違いがあります。お子さまが毎日通う施設となるため、事前に見学をしてください。



京都市
CITY OF KYOTO



1 保育施設・事業所の種別

(1) 保育園（所）

0～5歳児を対象として、通常時間の保育のほか、園により時間外保育を実施しています。

(2) 認定こども園（幼保連携型、保育所型及び幼稚園型）の保育園部分

認定こども園とは、幼稚園の機能と保育園（所）の機能を併せ持つ施設です。0～5歳児を対象とし、通常時間の保育のほか、園により時間外保育を実施しています。

幼稚園部分の利用申込みは、各園が定める方法により直接、認定こども園に申し込んでください。

(3) 地域型保育事業

ア 小規模保育事業所

0～2歳児を対象とする定員19人までの小規模な事業所

イ 家庭的保育事業所

0～2歳児を対象とする定員5人までの小規模な事業所

ウ 事業所内保育事業所

会社・事業所の従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業所

※ 上記施設以外に、預かり保育を実施している幼稚園も市内には数多くあります。詳細は、「多様な保育サービス」(14ページ)を御覧ください。



歳児（クラス年齢）について（令和9年度）

歳児 (クラス年齢)	生年月日
5歳児	令和3（2021）年4月2日 ～ 令和4（2022）年4月1日
4歳児	令和4（2022）年4月2日 ～ 令和5（2023）年4月1日
3歳児	令和5（2023）年4月2日 ～ 令和6（2024）年4月1日
2歳児	令和6（2024）年4月2日 ～ 令和7（2025）年4月1日
1歳児	令和7（2025）年4月2日 ～ 令和8（2026）年4月1日
0歳児	令和8（2026）年4月2日 ～

2 教育・保育給付認定の概要

(1) 教育・保育給付認定とは

保育の利用を希望する保護者が、保育が必要な状態であることを確認するために、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定の申請は、保育施設・事業所の利用申込みと同時に行うことができます。

(2) 教育・保育給付認定の区分

教育・保育給付認定には以下の区分があり、区分に応じて利用できる保育施設・事業所が異なります。

教育・保育 給付認定 区分の種類	利用時間 年齢	朝からお昼過ぎ頃まで (教育標準時間)	朝から夕方まで (保育短時間・保育標準時間)
	3歳～5歳	1号認定	2号認定
	0歳～2歳	—	3号認定※

↓	↓
1号認定子どもが利用できる施設	2・3号認定子どもが利用できる 保育施設・事業所
幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	保育園（所）、認定こども園（保育園部分） 地域型保育事業（3号に限る）

※ 3歳到達による3号認定から2号認定への切替えは、原則手続不要です。

3 京都市内の保育施設・事業所を利用できる方

(1) 要件

次のいずれにも該当する場合、京都市内の保育施設・事業所を利用できます。

ア 児童及び保護者が京都市内に住所を有すること

※ 京都市外にお住まいの方は、利用開始日までに京都市内へ転入予定の方、里帰り出産のため一定期間京都市内にお住まいの方に限り、お申し込みいただけます。

イ 保護者のいずれもが、次の①から⑧の保育が必要な理由に該当すること

保育が必要な理由	基準
① 就労※1	1か月48時間以上就労していること
② 妊娠・出産※2	妊娠中か出産予定日又は出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の末日までであること
③ 疾病・障害	病気・けがが療養中又は精神・身体に障害があること
④ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護	親族を常時介護・看護していること
⑤ 災害復旧	災害の復旧に当たっていること
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っていること
⑦ 就学	・学校教育法に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること
⑧ その他	上記に準じる状態のため保育が必要であること

※1 就労していても1か月の就労時間が48時間に満たない方は、①の就労には該当しません。就労時間を1か月48時間以上に延長する希望がある場合は、⑥の求職活動を理由に保育利用を申し込むことになります。

※2 利用開始後、出産し育児休業等を取得される場合、子どもが保育施設・事業所を利用開始した後に出産し、その後、続けて育児休業等を取得する場合は、既に利用している子どもについては、変更申請をすれば、継続して保育施設・事業所を利用できます。

(2) 育児休業を取得されている方

育児休業からの復帰に伴い保育利用を申し込まれる場合は、利用開始後、利用開始月中に復帰したことを証する職場復帰証明書の提出が必要です。育児休業取得期間中は、保育利用開始月中に復帰される場合を除き「就労」を理由に保育の利用を申し込むことができません。

ただし、小規模保育事業所等を年齢到達により卒園する児童については、育児休業取得期間中でも、卒園時に限り保育利用申込みが可能です。

4 保育時間

保育時間には、保育短時間、保育標準時間及び時間外保育の3区分があります。

それぞれの時間帯は、保育施設・事業所によって異なります。各保育施設・事業所の保育時間については、「保育施設・事業所の一覧」を御確認ください。

保育短時間	教育・保育給付認定の保育短時間（8時間）認定を受けた場合、利用できる時間帯
保育標準時間	教育・保育給付認定の保育標準時間（11時間）認定を受けた場合、利用できる時間帯
時間外保育	就労時間等により、時間外保育が必要である場合、利用できる時間帯

※ 利用者負担額（保育料）は、保育利用時間により異なります。

※ 時間外保育を利用する場合は、別に保育施設・事業所の定める料金が必要となります。また、幼児教育・保育無償化の対象外のため、3歳児以上も料金がかかります。

5 教育・保育給付認定における保育必要量・有効期間

教育・保育給付認定は、保育が必要な理由に応じて、保育必要量と期間が認定されます。教育・保育給付認定の期間が終了する前に、更新の手続きを行い、保育が必要な理由に再度該当すれば、継続して保育施設・事業所を利用できます。

保育が必要な理由	保育必要量（1日）		教育・保育給付認定の期間 （2・3号切替を除く※2）
	短時間	標準時間	
①就労（内定を含む）	●	●	小学校就学前まで
②妊娠・出産	※1	●	妊娠中か出産予定日又は出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の末日まで
③保護者の疾病・障害	●	●	小学校就学前まで
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	●	●	
⑤災害復旧	※1	●	
⑥求職活動（起業準備を含む）	●	—	概ね90日
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	●	●	卒業（修了）予定日の月末まで
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること	●	—	京都市が認める期間
⑨その他、上記に準じる状態として市町村が認める場合	●	●	

※1 ②と⑤は原則、標準時間での利用になりますが、希望された場合、短時間認定も可能です。

※2 3号認定の期間は満3歳に達する日の前日までですが、3号認定から2号認定への切替えは原則手続不要です。

注 就労など、保育短時間と保育標準時間の両方に●がついている場合は、勤務時間や通勤時間などから個別に認定します。

6 申込方法及び申込受付期間（令和9年4月保育利用開始に関する手続は12ページ参照）

(1) 申込方法

お住まいの地域の区役所・支所の保健福祉センター（子どもはぐくみ室子育て推進担当、京北地域においては京北出張所保健福祉第一担当。以下「区役所・支所」といいます。）に、「7 申込みに必要な書類」に記載している書類を提出してください。

【電子申請について】

「ぴったりサービス（子育てワンストップサービス）」を用いた電子申請も受け付けています。電子申請を行うには、マイナンバーカードとマイナンバーカード認証ができるカードリーダー又はスマートフォンが必要です。詳しくは、[こちら](#)のホームページを御確認ください。

なお、保育利用申込みについては、必要に応じて申込書の提出後、区役所・支所の職員が状況をお伺いします。



【郵送受付について】

申請書類の郵送提出も受け付けています。郵送で御提出される場合、次の点に御注意ください。

- ・ 事前に提出先の区役所・支所まで電話でお知らせください。
- ・ 提出に当たっては、市販の封筒に申込書類及び京都市提出用封筒（提出書類の確認に使用します。）に必要な事項をチェックのうえ、同封して御提出ください。
- ・ 書類受理後、記載内容について電話で確認をさせていただく場合や不足書類の提出を郵送でお願いする場合があります。必ず、日中に連絡のとれる電話番号を御記入ください。

(2) 申込受付期間

保育の利用は、毎月1日から開始します。年度途中からの保育利用は、受入枠があれば、毎月受入れを行います。申込締切日は、以下のとおりです。

保育の利用開始希望月	申込締切日	保育の利用開始希望月	申込締切日
令和 9年 4月	12ページ 参照	令和 9年10月	令和9年 9月10日（金）
令和 9年 5月	令和9年 4月 9日（金）	令和 9年11月	令和9年10月 8日（金）
令和 9年 6月	令和9年 5月10日（月）	令和 9年12月	令和9年11月10日（水）
令和 9年 7月	令和9年 6月10日（木）	令和10年 1月	令和9年12月10日（金）
令和 9年 8月	令和9年 7月 9日（金）	令和10年 2月	令和10年 1月 7日（金）
令和 9年 9月	令和9年 8月10日（火）	令和10年 3月	令和10年 2月10日（木）

7 申込みに必要な書類（鉛筆又は消せるボールペンによる書類の記入、修正テープ等による書類の訂正はしないでください。）

各様式は、京都市情報館からダウンロードして御利用いただけます。

京都市情報館にて「保育 関係様式」で検索又は[こちら](#)を御覧ください。



(1) 必須書類

① 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（様式1（1）（2））

② 個人番号（マイナンバー）申告書（様式1（3））

※ 窓口で、世帯全員の個人番号の確認書類（個人番号カード等）及び来庁される方の本人確認書類（運転免許証等）を確認します（郵送又は施設経由等での申し込みの場合は、それぞれ写しを同封していただきます。）。なお、個人番号の確認書類をお持ちでない場合は、区役所・支所で確認を行う場合があります。

③ 保育が必要な理由書（様式2）

④ 保育利用申込に係るチェックシート

⑤ 保育が必要な理由に応じた添付書類

※ 複数の理由に該当する場合は、それぞれの理由に応じた添付書類の提出が必要です。

※ 保育の必要性の優先度（[6ページ](#)参照）を判定するため、保育利用開始希望日時時点で65歳未満の祖父母と同居されている場合は、祖父母の資料も提出していただく必要があります。

【各理由と必要な添付書類】

保育が必要な理由	添付資料
①就労	就労証明書（様式3）、スケジュール申告書（様式4、変則勤務の方） ※ 自営業の場合、開業届出書や営業許可証、確定申告書の写しなど、客観的に事業内容が分かる書類の提出を求める場合があります。
②妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が分かる頁）又は出産証明書
③疾病・障害	障害者手帳をお持ちでない場合は、診断書、介護保険被保険者証の写し等、疾病・障害の程度が分かる資料（※） スケジュール申告書（様式4、生活に制限のない方のみ）
④介護・看護	障害者手帳をお持ちでない場合は、診断書、介護保険被保険者証の写し等、介護・看護の必要性が分かる書類（※） スケジュール申告書（様式4、必須）
⑤災害復旧	り災証明書
⑥求職活動	求職活動申告書（様式4-2） 活動内容を証明する書類（ハローワーク受付票（写）等）
⑦就学	在学証明書、スケジュール申告書（様式4、時間割でも可）
⑧その他	区役所・支所にお問い合わせください。

※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの場合、原則、手帳の写しの添付は不要ですが、京都市で内容が確認できない場合は提出を依頼することがあります。

(2) 該当者のみ必要となる書類

ア 教育・保育給付認定の不要な幼稚園や児童福祉施設等を利用中のきょうだいがいる方

→ 同時利用届出書（きょうだい利用）（様式5）を提出してください。

※ 施設の種類については別冊「利用者負担額（保育料）に関する御案内（0歳児～2歳児用）」の「4 利用者負担額（保育料）の軽減・免除」の（3）B施設を参照してください。

※ きょうだいが上記施設を利用予定の場合は、提出のあった翌月から適用となるため、保育利用開始の前月末までに御提出ください。

イ 保育園等の利用を開始した場合、育児休業から復帰予定の方

→ 育児休業復帰に関する誓約書（様式6）を提出してください。

※ 誓約書を御提出いただけない場合、保育利用ができません。

※ 職場に復帰した後は、職場復帰証明書を復帰後2週間以内に京都市に御提出ください。

ウ 保育園等での勤務に係る資格を持ち、京都府内の認可保育施設・事業所又は幼稚園（預かり保育を実施する幼稚園のみ）で資格職として勤務中（予定を含む）の方

→ 資格職であることを証する書類の写し（保育士証、幼稚園教諭免許状、保健師免許証、看護師免許証、管理栄養士免許証、栄養士免許証、調理師免許証など）を提出してください（22ページ調整指数項番4参照）。

エ 令和8年1月1日時点又は令和9年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった方

→ 国外での所得が分かる書類、国外居住に係る収入申告書（様式I-23）の提出が必要となります。詳しくは、区役所・支所にお問い合わせください。

オ 課税情報の取得に同意いただけない方、課税情報が確認できない方

→ 0～2歳児は利用者負担額（保育料）の算定に、3歳以上又は1号認定は副食材料費支払免除適用可否の判定に必要となるため、令和8年度課税証明書（令和9年9月以降の保育料については令和9年度課税証明書）を提出してください。提出いただけない場合は、やむを得ず、最高階層で仮の算定を行う場合があります。

カ マイ保育園・マイこども園を登録している方

→ マイ保育園・マイこども園の登録をしていることがわかる書類（登録メールの写し又は施設で発行する証明書）を提出してください（22ページ調整指数項番34参照）。

なお、令和8年度の保育利用申込みで当該書類を提出された方も、再度の提出が必要です。また、区役所・支所窓口では書類のコピーは行えないため、御注意ください。

キ きょうだいでのご同時入所申込等を希望される一部の方（[8ページ](#)参照）

→ [きょうだい同時申込等希望調査票（様式7）](#)を提出してください。

ク ひとり親の方

→ 児童扶養手当証書、ひとり親医療証又は保護者の戸籍謄本等のひとり親であることがわかる書類を提出してください。

※ 離婚調停中の場合は、事件係属証明書を提出してください。

申込後に希望施設の変更等を行う場合には、令和9年4月保育利用分（一次調整分）は12月11日（金）（必着）までに、4月二次調整以降の保育利用分は申込締切日までに、保育利用申込内容変更届（I-10）に必要な事項を御記入のうえ、申込先の区役所・支所に御提出ください。

8 利用調整について

(1) 受入可能枠を上回る利用申込みがある場合の利用調整

受入枠を上回る利用の申込みがあり、申込児童全員が希望する保育施設・事業所を利用できない場合は、京都市において、申込児童ごとに保育の必要性について優先度を判定し、優先度の高い児童から利用できるよう利用調整を行います。

令和9年4月申込（一次調整分）受入枠や一次調整締切時点での申込状況・受入枠（11月27日（金）公表予定）は、[こちらの](#)ホームページで確認いただけます。



(2) 優先度の判定について

優先度の判定にはポイント制を導入しており、保護者それぞれの基本指数・調整指数の合計のうち、低い方の保護者の点数を利用調整で用います。

◆ 優先度の判定基準については、[21ページ～22ページ](#)を御覧ください。

◆ 締切日までに提出された資料で判定を行うため、御注意ください。

(3) 利用調整結果のお知らせ

利用調整結果は、保育利用開始希望月の前月の20日以降に発送予定です（4月利用開始希望（一次調整）は令和9年1月29日（金）発送予定です）。

◆ 事前のお問い合わせには一切お答えできないため、御了承ください。

◆ やむを得ず、入園を辞退される場合は、速やかに区役所・支所にお知らせください。

なお、児童の入院や急な転勤・転居の場合を除き、利用開始希望日が属する年度中の保育利用申込みにおいて、保育施設・事業所の利用内定を辞退した場合は、内定辞退に伴う減点が適用されるため御注意ください（－5点。[22ページ](#)調整指数項番25参照）。

※ 令和9年4月一次調整を辞退した場合、二次調整分から適用

◆ 保育利用申込の有効期間は、令和10年3月分までです。有効期間内に、新たに受入枠が生じた場合、優先度の高い方から順に利用を御案内します。

◆ 内定とならなかった（保留となった）場合の保留通知は、当初の申込時のほかは、申込内容を変更された場合のみ発送します。

9 保育利用申込にあたっての留意事項

(1) 施設見学について

希望される保育施設等については、お子さまが毎日通う施設となるため、事前に児童同伴で全て見学していただいたうえで、通園可能な保育施設等のみを申込みください。なお、市外からの転入等により、やむを得ず見学に行けない場合については、希望される保育施設等に御連絡ください。

(2) 出生前の児童の申込みについて

出生前からの仮申込みが可能です。事前に区役所・支所に御連絡のうえ、利用開始希望月の締切日までに必要書類を御提出ください。出生後、正式に申請手続を行ってください。

(3) 申込後の状況変更について

申込後、世帯状況、保育を必要とする状況や21ページ～22ページの保育利用の優先度の判定に関わる内容が変更になる場合等は、必ず速やかに区役所・支所に御連絡ください。また、保育申込児童の身体状況や配慮が必要な内容の変更（アレルギーが新たに判明、療育に通所、保育時間中に服薬が必要になったなど）についても、保育を安全に実施するために必要な状況となるため、必ず速やかに区役所・支所に御連絡ください。

また、育児休業からの復帰に伴い保育利用を申し込まれる場合は、利用開始後、利用開始月中に復帰したことを証する職場復帰証明書の提出が必要です。なお、育児休業取得期間中は、保育利用開始月中に復帰される場合を除き「就労」を理由に保育の利用を申し込むことができません。

(4) 申込みに必要となる書類について

認定事由の確認ができなかった場合や虚偽の申請があったことが判明した場合は、子ども・子育て支援法第24条に基づき、認定を取り消すことがあります。

特に、保育が必要な理由が就労の方で、添付いただく就労証明書については、申請者が偽造、変造（無断作成・改変）した場合は、発行元の押印がない場合であっても有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪及び私電磁的記録不正作出罪等の刑事罰に問われる可能性があります。

※ 証明書の内容について、発行元に本市から電話確認等行う場合があります。

〔有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑の法定刑 3月以上5年以下の拘禁刑〕
〔私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金〕

(5) 年度当初申込締切日について

- ・ 一次調整の申込締切は、令和8年11月13日（金）必着です。令和8年11月14日（土）以降にお申込みいただいた分は一次調整の対象とはならず、二次調整以降の対象となり、結果通知も2月末以降となるため御注意ください。
- ・ 令和8年11月13日（金）までに御提出いただいた申込みのうち、不足書類や不備書類の再提出、希望園の変更や追加等の届出の締切は、令和8年12月1日（金）必着です。
- ・ 希望園の変更等がある場合には、同封している保育利用申込内容変更届（I-10）に必要事項を御記入いただき、申込先の区役所・支所へ御提出ください。
- ・ 令和8年12月1日（金）を過ぎて御提出いただいた就労証明書等の添付書類については、一次調整の判定に反映できません。また、令和8年12月1日（金）の締切後の変更についても、一次調整の判定には反映できませんので御注意ください。

(6) 育児休業からの復帰による保育利用申込みについて

育児休業からの復帰による保育利用申込みで、教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2/2）の項目4において、「育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません」と回答した場合、優先順位を下げる取扱い（-70点。22ページ調整指数項番32参照）を行っております。

※ 育児休業給付金の受給において不利に働くことはありませんが、詳細を確認したい場合はハローワーク等にお問い合わせください。

（参考）国の育児休業給付金の審査が厳格化

国において育児休業給付金に係る審査が厳格化されたことに伴い、保護者の方が勤務先等を通じて、労働局（ハローワーク）で育児休業給付金の延長の申請をされる際に、保育利用申込書類の写しの提出を求められる場合があります。このため、保育利用申込書類を京都市へ御提出いただく際は事前に必ず、保育利用申込書類一式の写しを保管ください。

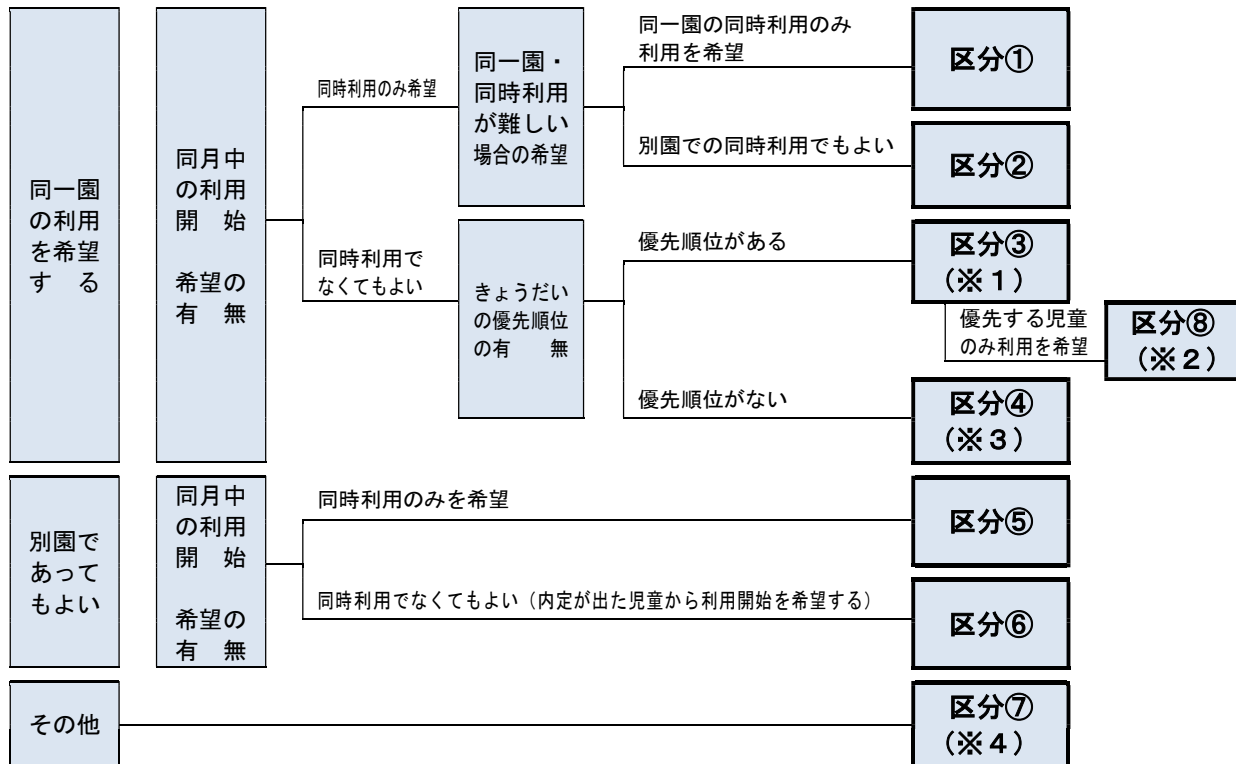
なお、労働局（ハローワーク）から京都市に対して申請内容に係る調査を理由とした書類の提出の求めがあった場合、申請日や保育利用希望月、希望施設内定辞退の有無等の内容について、必要な範囲で情報提供するため、予め御了承ください。



(7) きょうだいの同時入所申込について

京都市では、きょうだいの同一園への入所を希望する場合、加点（１５点）の対象としています。また、保護者のニーズを踏まえ、利用調整において、入所時期及び利用施設等について、次のフローチャートのとおり、細分化しています。

このフローチャートの①～⑧の区分は、教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（２／２）の項目６の(2)の①～⑧と一致していますので、当てはまる区分を当該用紙にチェックをしてください。



※１ まずは、きょうだい同一園での同時利用の調整を行います。難しい場合は、優先する児童から先に利用調整を行います。そのため、優先する児童に内定が出た場合、もう一方の児童の利用調整は行わず保留となり、次回以降の利用調整の対象となります。なお、優先する児童が保留となった場合、もう一方の児童の利用調整を行います（場合によっては、優先していない児童が先に内定する場合があります。）。

※２ まずは、きょうだい同一園での同時利用の調整を行います。難しい場合は、優先する児童の利用調整を行います。優先する児童が保留となった場合、もう一方の児童の利用調整は行いません（優先していない児童が先に内定することはありません。）。

※３ まずは、きょうだい同一園での同時利用の調整を行います。難しい場合は、きょうだい別園となっても希望順でそれぞれ利用調整を行います。なお、仮に一人しか内定が出なかった場合、もう一方の児童は保留となり、次回以降の利用調整の対象となります。

※４ ⑦その他を選択した場合は、きょうだい同時申込等希望調査票（様式７）を提出してください。

注１ 区分③、④及び⑧で、きょうだいの一方が保留となった場合、次回以降の利用調整で「同一園のみ」と回答した場合は内定した児童の保育施設・事業所だけで利用調整を行います。「別園でも可」と回答した場合は内定した児童の保育施設・事業所を第１希望に繰り上げて利用調整（第１希望が別の保育施設・事業所である場合は当該保育施設を第２希望へ）を行います。希望保育施設に変更が必要な場合は、保育利用申込内容変更届を提出してください。

注２ きょうだいが既に保育施設・事業所を利用しており（申込児童の入園時点で卒園・退園する場合を除く。）で、在園児童と同じ保育施設を利用できない場合、在園児童の転園を希望する際でも、きょうだい加点の対象となります。この保育利用申込みを希望する場合も、きょうだい同時申込等希望調査票（様式７）を提出してください。様式７は保育利用申込関係書類の封筒には同封していないため、区役所・支所又は[こちら](#)のページから入手してください。



具体例

区分① 同一園を同時に利用できる場合のみ利用を希望する。

【例 1】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	○
下の子	○	×	○

→ きょうだい児でC保育園に内定となります。

【例 2】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	×
下の子	○	×	○

→ きょうだい児ともに保留となります。

区分② 同一園の同時利用を希望するが、難しい場合は別園での同時利用ができる場合も希望する。

【例 3】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	○
下の子	○	×	○

→ きょうだい児でC保育園に内定となります。

【例 4】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	×
下の子	○	×	○

→ まずは、きょうだい同一園での利用調整を行い
ますが、同一園での同時利用が難しいため、きょうだい
別園で同時利用できる園の利用調整を行います。
→ この場合、上の子はBこども園、下の子はA保育
園に内定となります。

【例 5】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	×	×
下の子	○	×	○

→ まずは、きょうだい同一園での利用調整を行い
ますが、同一園での同時入所が難しいため、きょうだい
別園で同時利用できる園の利用調整を行います。
→ きょうだい別園であっても同時利用ができないた
め、きょうだい児ともに保留となります。

区分③ 同一園を希望するが、難しい場合は優先する児童（上の子又は下の子）から先に利
用を希望する。次回以降の利用調整は、（同一園のみ又は別園でも可）である。

【例 6（上の子を優先する場合）】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	○
下の子	○	×	○

→ まずは、きょうだい同一園での利用調整を行うた
め、きょうだい児ともにC保育園に内定します。

【例 7（上の子を優先する場合）】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	×
下の子	○	×	○

→ まずは、きょうだい同一園での利用調整を行い
ますが、同時利用できないため、優先する児童である
上の子の利用調整を行います。
→ この場合、上の子はBこども園に内定、下の子は
保留となります。なお、次回以降の利用調整で「同
一園のみ」と回答した場合は、下の子の希望保育施
設はBこども園のみとなります。

【例 8（上の子を優先する場合）】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	×	×
下の子	×	○	○

→ まずは、きょうだい同一園での利用調整を行い
ますが、同時利用できないため、優先する児童である
上の子の利用調整を行います。保留となるため、
下の子の利用調整を行います。
→ この場合、上の子は保留、下の子はBこども園に
内定となります。

【ポイント】

・ 優先する児童が内定となった場合、もう一方の児
童の利用調整は行いません（もう一方の児童の利用
調整は、優先する児童が保留となった場合に行いま
す。）

・ きょうだい同一園での利用調整を希望するが、難
しい場合は優先する児童のみ利用を希望する場合
は、区分⑧を選択してください（もう一方の児童だ
け内定することはありません。）

※ 詳細は区分⑧の 1 1 ページを御覧ください。

区分④ 同一園を希望するが、難しい場合はきょうだいそれぞれ希望順位による利用を希望する。次回以降の利用調整は、（同一園のみ又は別園でも可）である。

【例 9】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	○
下の子	○	×	○

→ まずは、きょうだい同一園での利用調整を行うため、きょうだい児ともにC保育園に内定します。

【例 10】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	×
下の子	○	×	○

→ まずは、きょうだい同一園での利用調整を行いますが、同時利用できないため、きょうだい児それぞれで利用調整を行います。

→ 上の子はBこども園、下の子はA保育園に内定となります。

【例 11】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	×	×
下の子	×	○	○

→ まずは、きょうだい同一園での利用調整を行いますが、同時利用できないため、きょうだいそれぞれで利用調整を行います。

→ この場合、上の子は保留、下の子はBこども園に内定となります。次回以降の利用調整で「別園でも可」と回答した場合、上の子の希望保育施設は①Bこども園、②A保育園、③C保育園の順に次回以降利用調整を行います。

【ポイント】

- ・ きょうだい児それぞれの希望順に沿って、利用調整を行います。
- ・ そのため、例えば、別園であっても、きょうだい同時利用を希望し、それが難しい場合は利用できる児童から先に利用させることで、出来るだけ早く保育利用を開始させたいと強く希望する場合に選択します。

区分⑤ 別園であっても同時利用できる場合のみ希望する。

【例 12】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	×
	D 保育園	E こども園	F 小規模
下の子	○	×	○

→ 別園であっても、きょうだい児同時利用での利用調整を行います。

→ 上の子はBこども園、下の子はD保育園に内定となります。

【例 13】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	×
	D 保育園	E こども園	F 小規模
下の子	×	×	×

→ 別園であっても、きょうだい児同時利用での利用調整を行います。

→ きょうだい児それぞれで同時利用できないため、きょうだい児ともに保留となります。

区分⑥ 別園であっても同時利用を希望するが、難しい場合は入所可能な児童から先に利用を希望する。

【例 14】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	×
	D 保育園	E こども園	F 小規模
下の子	○	×	○

→ まずは、別園であっても、きょうだい児同時利用での利用調整を行います。

→ 上の子はBこども園、下の子はD保育園に内定となります。

【例 15】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	×
	D 保育園	E こども園	F 小規模
下の子	×	×	×

→ まずは、別園であっても、きょうだい児同時利用での利用調整を行いますが、同時利用できないため、きょうだいそれぞれで利用調整を行います。

→ この場合、上の子はBこども園、下の子は保留となります。

区分⑦ その他（きょうだい同時申込等希望調査票（様式 7）を提出）

- ・ 区分①～⑥及び⑧の区分に該当しない組み合わせを希望する場合、きょうだい同時申込等希望調査票（様式 7）で、希望する全ての組み合わせパターンを記載してください。
- ・ 記載された組み合わせ以外は、利用調整の対象とならないため、希望する保育施設等が同じでも組み合わせが複数ある場合は、全て調査票に記載してください。

区分⑧ 同一園を希望するが、難しい場合は優先する児童のみ利用を希望する。次回以降の利用調整は、(同一園のみ又は別園でも可)である。

【例 16 (上の子を優先する場合)】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	○
下の子	○	×	○

→ まずは、きょうだい同一園での利用調整を行うため、きょうだい児ともにC保育園に内定します。

【例 17 (上の子を優先する場合)】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	○	×
下の子	○	×	○

→ まずは、きょうだい同一園での利用調整を行いますが、同時利用ができないため、優先する児童である上の子の利用調整を行います。
→ この場合、上の子はBこども園に内定、下の子は保留となります。なお、次回以降の利用調整で「同一園のみ」と回答した場合は、下の子の希望保育施設はBこども園のみとなります。

【例 18 (上の子を優先する場合)】

	A 保育園	B こども園	C 保育園
上の子	×	×	×
下の子	×	○	○

→ まずは、きょうだい同一園での利用調整を行いますが、同時利用ができないため、優先する児童である上の子の利用調整を行いますが、保留となります。区分③と異なり、優先する児童が保留となるため、下の子の利用調整は行いません。
→ この場合、きょうだい児ともに保留となります(例8と異なり、下の子はBこども園に内定しません。)

【ポイント】

- ・ きょうだい同一園での利用調整を希望するが、難しい場合は優先する児童のみ利用を希望する場合に選択してください。

留意点

- ・ 育児休業からの復帰や就労開始により、きょうだい同時入所が必須の方については、区分①②⑤のいずれかを選択してください。
- ・ 区分①の場合は、きょうだいで希望保育施設と希望順位を全て一致させてください。
- ・ 区分②③④⑧の場合は、きょうだいで少なくとも第1希望の保育施設は一致させてください。

きょうだい児の同時入所申込早見表

保育利用申込の記載内容	ポイント (想定事例)	
	保育施設	入所時期
① 同一園を同時に利用できる場合のみ利用を希望する。	・ 同じ園しか希望しない。	・ 同時での入所しか希望しない。
② 同一園の同時利用を希望するが、難しい場合は別園での同時利用ができる場合も希望する。	・ 同じ園に入所したいが、難しければ別園でも構わない。	・ 同時での入所しか希望しない。
③ 同一園を希望するが、難しい場合は優先する児童(□ 上の子 □ 下の子)から先に利用を希望する。 次回以降の利用調整は、 (□ 同一園のみ □ 別園でも可)である。	・ 同じ園には入所したいが、難しければ優先する児童の入所だけを希望する。 ・ 優先する児童が入所できなければ、もう一方のきょうだいの入所を希望する。 ・ 入所できなかった児童(優先する児童又はもう一方のきょうだいの)は、 「次回以降の利用調整で、同じ園を希望する。」 ※ 次回以降の利用調整は、「同一園のみ」を選択してください。 ※ もう一方のきょうだいの利用調整を希望しない場合は、 区分⑧を選択してください。	・ 同時での入所にはこだわらない。
④ 同一園を希望するが、難しい場合はきょうだいそれぞれ希望順位による利用を希望する。 次回以降の利用調整は、 (□ 同一園のみ □ 別園でも可)である。	・ 同じ園には入所したいが、難しければ別園でも構わないため、一人でも入所できる児童から入所させたい。 ※ 同一園とならない場合でも、きょうだいそれぞれの希望順位で利用調整を行うため、別園となりますが、 出来るだけ早く保育利用を開始することができます。	・ 同時での入所にはこだわらない。
⑤ 別園であっても同時利用できる場合のみ希望する。	・ きょうだいそれぞれの希望順位で選考を希望する。	・ 同時での入所しか希望しない。
⑥ 別園であっても同時利用を希望するが、難しい場合は入所可能な児童から先に利用を希望する。	・ きょうだいそれぞれの希望順位で選考を希望する。	・ 同時での入所にはこだわらない。

10 令和9年4月保育利用開始に関する手続

(1) 申込方法及び申込受付期間（一次調整）

受付期間	提出先
令和8年10月1日（木）～10月30日（金）	第一希望の保育施設・事業所
（上記期間に間に合わない場合） 令和8年11月2日（月）～11月13日（金）	第一希望の保育施設・事業所が 所在する地域の区役所・支所 （子どもはぐくみ室子育て推進担当）

年度当初の保育施設・事業所の利用開始については、申込児童数が多いことから、10月30日（金）までの保育園等への御提出に御協力をお願いします。

- ◆ 第一希望の保育施設・事業所が令和9年4月開園予定（認定こども園への移行施設を含む。）の場合は、10月1日から施設・事業所が所在する地域の区役所・支所で受け付けます。
- ◆ 就労証明書等の添付書類が間に合わない場合は、既に揃っている書類だけでも保育利用申込書と一緒に11月13日（金）までに御提出ください。やむを得ない事情で申込書の提出が難しい場合は、申込先の区役所・支所までお電話で御連絡ください（連絡先は裏表紙を御参照ください）。
- ◆ 受付期間に妊娠中であっても、令和9年2月4日（木）までに出生予定の児童については、一次調整の対象となるため、締切日までに書類を提出してください。ただし、御提出いただいた場合でも、令和9年2月5日（金）以降に出生した児童については、受入月齢との関係から、原則として5月利用申込みの対象となります。
※ 令和9年度に医療的ケアが必要な児童の保育利用を希望される場合、申込前に事前相談が必要です。4月利用開始希望の方は、事前に区役所・支所まで御相談のうえ、令和8年11月6日（金）までに医療的ケアに係る書類を御提出ください。

(2) 利用調整結果のお知らせ

- ◆ 令和9年1月29日（金）に発送予定です。
※ やむを得ず、利用を辞退される場合は、速やかに区役所・支所にお知らせください。なお、利用希望日が属する年度中の保育利用申込みにおいて、保育施設・事業所の利用内定を辞退した場合は、内定辞退に伴う減点が適用されるため御注意ください（－5点。22ページ調整指数項番25参照）。
※ 利用調整結果について、事前のお問い合わせには一切お答えできないため、御了承ください。

(3) 二次調整について

一次調整で内定とならなかった（保留となった）方、一次調整（令和8年11月13日（金）まで）に申込みが間に合わなかった方については、二次調整の対象となります。二次調整を希望される場合は、以下の締切日までに、お住まいの地域の区役所・支所に必要書類を御提出ください（一次調整で保留となった方は、申込内容の変更がなければ改めての書類提出は不要です）。

- ◆ 二次調整受付 : 令和9年2月12日（金）まで
- ◆ 二次調整結果通知発送 : 令和9年2月26日（金）発送予定

1 1 保育利用にあたっての留意事項

(1) 利用調整結果のお知らせ後の手続

ア 入園準備・説明会等について

各保育施設・事業所から入園の準備のお知らせがあります。施設・事業所によっては、説明会等が開催されるため、必ず御確認ください。

イ 3歳未満児童の健康診査について

令和9年4月1日時点で3歳未満の児童は、京都市指定の様式により健康診査を受けていただきます（別途料金が必要となります。）。

ウ ならし保育について

保育利用開始後、児童が集団保育に慣れるまで、児童の状況に即した保育時間を設定することがあります。

(2) 保育の必要な状況等の確認について

保育利用開始後、保育の必要な状況や世帯状況について、年1回、確認をさせていただきます。対象となる方には、毎年6月～7月頃にお知らせを送付します。

(3) 利用状況に変更があった場合

保育の利用中に下表に該当する場合は、変更申請等の手続きが必要です。

手続が必要な事例	提出が必要な書類	施設締切日（※）
保育が必要な事由を変更する場合（就労を開始又は退職、妊娠が判明、育休を取得又は終了等）	教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（第8号様式） 保育が必要な理由書 保育が必要な事由に応じた添付書類 時間変更届（短時間に変更する場合は不要）	<u>変更希望月の前月20日</u>
保育利用時間量を変更したい場合（9時間→10時間など）	保育時間変更届	
・ 認定区分を変更したい場合（2号→1号） ・ 保育が必要な理由を変更したい場合（就労→求職活動など） ・ 保育必要量を変更したい場合（短時間→標準など）	教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（第8号様式） 保育が必要な理由書 保育が必要な理由に応じた添付書類	
・ 保護者及び子どもの氏名が変更となる場合 ・ 住所や連絡先が変更となる場合 ・ 世帯構成が変わる場合	教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（第8号様式）	変更月の20日
利用中の施設・事業所を退所する場合	教育・保育給付認定・施設等利用給付認定撤回申請兼退園（利用契約解除）届	

※ 原則、月単位の変更となるため、提出された翌月から変更します。変更に必要な書類は各保育施設・事業所等で保管しています。原則、利用中の保育施設を通じて御提出ください（お住まいの地域の区役所・支所へ提出の場合は25日まで受付）。

注 保育が必要な理由に該当しなくなる場合やきょうだいが、教育・保育給付認定の不要な幼稚園や児童福祉施設等（別冊「利用者負担額（保育料）に関する御案内（0歳児～2歳児用）」の4（3）のB施設）に入所又は退所した場合も速やかに区役所・支所まで必ず御連絡ください。

【御注意ください】

- ◆ 必要な手続を行われない場合、保育に要した費用の全部又は一部について、京都市から返還を求めることがあります。
- ◆ 申込児童又は保護者が京都市外に住民票を異動されると、保育の利用ができなくなります。
- ◆ 保育利用開始後に保育利用児童の育児休業を分割で取得される場合等は、育児休業を取得される月からは保育利用ができなくなるため、御注意ください。
- ◆ 父又は母のいずれかが下の子に対する育児休業を取得される場合は、原則として、上の子の保育必要量（保育時間）は短時間となるため、御注意ください。

1 2 多様な保育サービス

制度の詳細及び実施施設は、[こちら](#)のホームページを御確認ください。



(1) 時間外保育

利用施設の保育短時間又は保育標準時間を超えて保育を実施しています。時間外保育は、施設と保護者として利用時間・方法を決定することになります。また、保育料とは別に利用料が必要となります。

(2) 夜間保育

夜間の保育需要に対応できるよう、夜間保育園を設置しています。



(3) 休日保育

保護者の就労等により、日曜・祝休日等に家庭で保育ができない場合に、一部の保育施設で保育を実施しています。



(4) 保育園・認定こども園における一時預かり

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病などによる緊急時の保育、保護者のリフレッシュを図るための一時的な保育、裁判員制度に参加するための一時的な保育など、さまざまな保育ニーズに対応するため、一部の保育施設で一時預かりを実施しています。



(5) 病児・病後児保育

病氣中・病氣回復期にあつて、集団保育が困難な0歳～小学6年生までの児童を対象に、仕事等の都合で家庭での保育ができない方のために、医療機関に付設された施設で一時的な保育を実施しています(令和8年9月時点市内10か所)。



(6) 幼稚園における預かり保育

京都市では、市内の私立、市立幼稚園の「預かり保育時間の延長」や「長期休暇期間における預かり保育の拡充」に取り組んでいます。働きながら幼稚園に通わせたい、保育園(所)や小規模保育事業所等以外にも預けられるところを探しているといった保護者のニーズに応えることができる、充実した預かり保育を実施している幼稚園が数多くあります。

私立幼稚園一覧は[こちら](#)



市立幼稚園の預かり保育は[こちら](#)



※ 認可保育施設・事業所の利用がない児童が、(4)～(6)のサービスを利用した場合、幼児教育・保育の無償化の対象となる可能性があります。

幼児教育・保育の無償化の詳細は、[15ページ](#)を御参照ください。

(7) こども誰でも通園制度



保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所等の利用がない0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず、保育施設等を利用することができるこども誰でも通園制度を実施しています。



13 参考 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の申込みについて

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の利用を希望される場合は、直接園に申込方法等を御確認ください。また、利用される園の種別に応じて、園の利用に関する手続き（教育・保育給付認定）や無償化に関する手続き（施設等利用給付認定）が必要となるため、園又は区役所・支所で配布している申請書類に記載等のうえ、園に御提出ください。

利用される園	利用申込	教育・保育 給付認定	施設等利用 給付認定
私立幼稚園 (新制度幼稚園 ^{※1} となった園を除く。)	直接、園に申込み	不要	要
新制度幼稚園 ^{※1} 認定こども園（幼稚園部分）		要	要 ^{※2}

※1 幼稚園の種別について（令和8年10月時点）

新制度幼稚園	令和9年4月に新制度幼稚園に移行予定の幼稚園
紫明幼稚園、とうりん幼稚園、北野幼稚園、聖ドミニコ学院京都幼稚園、寺之内幼稚園、洛陽幼稚園、鴨東幼稚園、コドモのイエ幼稚園、下鴨幼稚園、相愛幼稚園、マクリン幼稚園、八条幼稚園、本願寺中央幼稚園、龍谷幼稚園、光徳幼稚園、華頂短期大学附属幼稚園、泉山幼稚園、いずみ幼稚園、其枝幼稚園、東山幼稚園、山科幼稚園、洛東幼稚園、栄光幼稚園、御室幼稚園、嵯峨幼稚園、西山幼稚園、洛西せいか幼稚園、砂川幼稚園、桃山幼稚園及び全ての市立幼稚園	錦綾幼稚園、京都カトリック信愛幼稚園、光明幼稚園、ときわ幼稚園、くるみ幼稚園、アヴェ・マリア幼稚園、南殿幼稚園、光華幼稚園、うぐいす幼稚園、うぐいす第二幼稚園、向島幼稚園、睦美幼稚園

※2 預かり保育（通常保育時間の前後等に実施）を利用しない場合は、不要です。

●無償化の概要

歳児	満3歳児	3～5歳児
保育料	【私立幼稚園】：月額28,000円を上限として支給 【新制度幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）】：無料	
預かり保育利用料 ^{※1} (通常保育時間の前後等に実施)	対象外 (ただし、市民税非課税世帯の場合は、月当たり利用日数×490円まで支給（月額上限17,700円）)	月当たり利用日数×490円まで支給（月額上限12,300円） ^{※2}

※1 預かり保育利用料の支給を受けるには、保護者のいずれもが保育が必要な理由（就労、妊娠・出産、介護等）に該当していることが要件となります。また、預かり保育の実施時間等については、各園によって異なるため、直接園までお問い合わせください。

※2 市立幼稚園については、月当たり利用日数×490円を上限（ただし月額上限12,300円）として支払免除により対応します。

京都市の幼児教育・保育無償化の制度、施設等利用給付認定の申請方法及び最新情報については、[こちら](#)を御覧ください。



1 4 参考「マイ保育園・こども園」「マイ幼稚園」事業について

保育園（所）や幼稚園等に通っていない未就園児を含めた子育て家庭（妊娠中の方を含む。）を対象に、身近な保育園や幼稚園等が「かかりつけ園」となり、保育士や幼稚園教諭などの専門職による育児相談などの子育て支援を実施するサービスです。

「マイ保育園・こども園」及び「マイ幼稚園」事業の詳細や対象の施設の一覧については、[こちら](#)を御覧ください。



1 5 利用者負担額（保育料）

利用者負担額（保育料）は、利用開始された月の翌月上旬（4月分については、4月末頃）に、利用されている施設・事業所を通じてお知らせします。

詳細は、別冊「利用者負担額（保育料）に関する御案内（0歳児～2歳児用）」を御参照ください。

1 6 保育利用に関するよくある御質問

保育利用に関するよくある質問と回答を記載しています。京都市情報館では、その他の質問と回答も掲載しているため、併せて御参照ください。

（ホームページは[こちら](#)）。



【保育利用申込みについて】

Q 1 京都市内の保育園の空き状況をHPで知ることができますか。

A 1 京都市情報館の[こちら](#)のホームページで公表しています。

令和9年4月申込み（一次調整分）受入枠は10月1日から公表しています。

また、一次調整締切時点での申込状況・受入枠も、同じページで公表します（11月27日（金）公表予定）。

4月申込み以外の各月の保育利用分については、月初頃に翌月保育利用申込分の空き状況を掲載しますが、より詳細な情報を知りたい場合は、施設の所在する地域の区役所・支所にお問い合わせください。



Q 2 住んでいる区内以外他区の保育施設・事業所を利用したいのですが申込みはできますか。

A 2 京都市内にお住まいの方は、京都市内の全ての保育施設・事業所を利用できます。

教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2/2）に希望する全ての施設を御記入し、御提出ください。区別に複数提出する必要はありません。

なお、京都市外の他の自治体の保育施設・事業所は利用できません。

認可外保育施設については、京都市外であっても利用できる場合があります（詳しくは、認可外保育施設等に直接お尋ねください）。

※ 広域利用については、京都市の場合、里帰り出産、5歳児の1月以降の市外転出入、1号認定の場合のみ対象としています。広域利用にあたっては、里帰り先等の自治体も広域利用の取扱いを行っていることが条件であり、あらかじめ手続きが必要です。

Q 3 現在、京都市外に住んでいます。京都市に転入予定ですが、保育利用の申込みはできますか。また、就労先が変わる場合、申込みに影響はありますか。

A 3 転入予定の方も京都市民の方と同じ手続で申込みできます。

保育の利用が決定した場合、利用開始日までに保護者のうち少なくとも1人と保育利用をする児童が転居し、住民票を京都市に移す必要があります。住民票のみ京都市に移しても、京都市に居住実態がなければ保育の利用はできないため、御注意ください。

また、利用調整結果通知は郵送でお送りしますので、送付先の住所が現住所と異なる場合は、申込先の区役所・支所までお知らせください。

なお、転入に伴い就労先が変わることにより、申込時に就労内定の状態の場合、保育利用の優先度判定基準における調整指数「就労内定」に該当（－5点（調整指数項番3））することとなるため、御留意ください。

Q 4 現在、京都市以外の市町村に住んでいて京都市内の職場に通勤していますが、京都市の保育利用の申込みはできますか。

A 4 京都市外にお住まいの場合、京都市内への通勤を理由に京都市の保育施設・事業所を利用いただくことはできません。

Q 5 令和 9 年 1 月に出産予定ですが、4 月の保育利用申込みはできますか。

A 5 出生前の申込みも受け付けています。令和 9 年 2 月 4 日(木)までの出産予定日の場合は、4 月申込みができます。ただし、4 月の保育利用申込みをしても、令和 9 年 2 月 5 日(金)以降に生まれた場合は、5 月利用開始となるため、利用開始希望日の変更をしてください。出産予定で申込みをされた場合は、出生届を御提出後速やかにお住まいの地域の区役所・支所まで御連絡ください。

Q 6 4 月一次調整の申込みにあたって、申込書類を保育園等に提出するか、区役所・支所に提出するかによって、その後の優先度判定等に違いは出ますか。

A 6 提出先の違いによって、その後の優先度判定に有利・不利は発生しません。ただし、一次調整の締切は令和 8 年 1 1 月 1 3 日(金)までのため、令和 8 年 1 1 月 1 4 日(土)以降の申込みは二次調整となり、取扱いが大きく異なるため、御注意ください。
また、令和 8 年 1 1 月 1 3 日(金)までに申込みいただいた書類等について、不備・不足による再提出又は希望の保育園等の追加は令和 8 年 1 2 月 1 1 日(金)必着となります。その後に御提出をいただいた分については、一次調整には反映できません。早めの書類提出に御協力いただきますよう、お願いします。

Q 7 保育利用開始後に、育児休業を分割で取得した場合も、引き続き保育利用は可能ですか。

A 7 保育利用児童の育児休業を 1 か月以上取得される場合、育児休業取得月からは保育利用を継続いただくことができません。育児休業対象児童のきょうだい児に関しては、「育休中の継続利用」への変更申請をしていただければ継続利用が可能です(ただし、短時間利用となります。)。

Q 8 育児休業取得中ですが、京都市内で転居することになりました。上の子が「育休中の継続利用」で保育園に通っているのですが、転園申込みは可能ですか。

A 8 「育休中の継続利用」で保育利用中のきょうだい児について、市内での転居及び転勤等のため利用している施設への送迎に 30 分以上の時間を要すると認められる場合及び小規模保育事業所等の年齢到達による卒園の場合に限り、育児休業取得中でも転園申込みが可能です。

Q 9 育児休業からの復帰による保育利用申込みの場合で、「育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません。」を選択した場合、必ず保留となりますか。

A 9 当該項目を選択した場合、調整指数－70 点(調整指数項番 32)を適用し、優先順位を下げる取扱いを行います。利用調整の結果、入所可能な場合は内定となり、保留を確約するものではありません。

なお、同項目を選択しても、育児休業給付金の受給において不利に働くことはありませんが、育児休業給付金は国の制度であるため、ハローワーク等の審査内容については、京都市にお問い合わせいただいても一切お答えできません。

詳細を確認したい場合はハローワークや勤務先にお問い合わせください。

Q10 事業所内保育事業所を利用する場合、どのような手続きが必要となりますか。また、利用調整の対象となりますか。

A10 認可保育施設である事業所内保育事業所を利用する場合、地域枠及び従業員枠いずれも教育・保育給付認定(3号認定)が必要となります。なお、地域枠は京都市による利用調整の対象となる一方で、従業員枠は京都市による利用調整の対象とならないため、直接園に申込を行ってください。

【提出書類について】

Q11 保育が必要な理由に応じた添付書類（就労証明書等）は、全ての保護者分が必要ですか。

A11 判定に必要な全ての保護者分を御用意ください。保護者の方それぞれの保育が必要な理由に応じて、利用調整の際の点数や教育・保育給付認定の内容を決定します。

Q12 申込児童が2人以上の場合、保育が必要な理由に応じた添付書類（就労証明書等）もそれぞれの児童分必要ですか。

A12 それぞれではなく、共通1枚で構いません。就労証明書等について、共通で提出される場合、申込児童名の記入欄に申込児童全員の氏名等の御記入をお願いします。

なお、3人以上の児童を同時に申込み場合、教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2/2）を2部提出してください。また、きょうだい児によって希望施設・希望順位が異なる場合は、きょうだい同時申込等希望調査票（様式7）も併せて御提出ください。

※ 書類が2部必要な場合、区役所・支所又は[こちら](#)から入手してください。



Q13 令和9年4月の保育利用申込みと、令和8年度の年度途中の申込みを同時に行うことを考えています。「就労証明書」は保護者分それぞれ2枚必要ですか。また、保育が必要な理由を証明する書類（就労証明書等）の有効期限はありますか。

A13 令和9年度用の就労証明書で令和8年9月11日（金）以降の証明日であれば、保護者それぞれ1枚で申込みできます。その際、原本を令和9年度の保育利用申込みにお使いいただき、コピーを令和8年度の申込みにお使いください（その旨を令和8年度の申込みで使用する就労証明書の空欄部分等に御記入ください。）。

保育が必要な理由の挙証資料（就労証明書及び診断書等）については、保育利用開始希望月時点から3か月以内に発行された資料を御提出ください。ただし、4月申込みの場合は、上記のとおり、令和8年9月11日（金）以降に発行された挙証資料を御用意ください。

Q14 祖父母と同居していますが、申込書類に祖父母の資料は必要ですか。

A14 同居されている祖父母が65歳未満の場合は、保育優先度の判定のため、祖父母分の保育が必要な理由に該当する書類（就労証明書等）が必要となります。

Q15 保育の利用時間が未確定なのですがどう記入すればいいですか。

A15 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2/2）に御記入いただく希望保育時間は参考項目です。実際に御利用いただく時間は、保育園等の内定後に、認定内容（標準時間認定又は短時間認定）に応じて、保育園等と御相談のうえ、利用開始届（利用調整結果通知に同封します。）で確定した時間を保育園等に届け出ていただきます。

Q16 書類を提出した後に、希望園の変更は可能ですか。

A16 可能です。本冊子に同封している保育利用申込内容変更届に必要な事項を御記入いただき、申込先の区役所・支所へ御提出ください。

4月一次調整の保育利用申込みの場合は令和8年12月11日（金）、4月二次調整の場合は令和9年2月12日（金）、5月以降の保育利用申込みの場合は各月の申込締切日まで必着で提出してください。

Q17 書類を提出した後に、就労先等が変更になりましたがどうすればよいですか。

A17 新しい勤務先での就労証明書を提出してください。令和9年4月申込みについては、変更後の内容も含め、令和8年12月11日（金）（必着）までに御提出いただいた書類で利用調整の手続きなどを行います。ただし、保育利用要件等にも関わってくるため、申請内容から変更がある場合は、令和8年12月11日（金）以降でも速やかに申込先の区役所・支所まで御相談ください。

Q18 申込児童が3人の場合でも、きょうだいの同時入所申込のフローチャートのとおりに区分を選べば良いですか。

A18 基本的にフローチャートのとおりですが、きょうだい児によって希望施設・希望順位が異なる場合は、きょうだい同時申込等希望調査票（様式7）を併せて御提出ください。

なお、利用調整の際は、きょうだい同時申込等希望調査票（様式7）に記載いただいた全てのパターンを考慮して選考を行います。記載いただいていないパターンについては対応できないため、御注意ください。

Q19 きょうだいの同時入所申込のフローチャート区分③と区分④の違いを教えてください。

- A19 どちらも同一園の同時入所希望であることは同じですが、それが叶わなかった場合、
- ・ 区分③はきょうだい児のうち、優先する児童だけ内定させることができるため、例えば、入所時期は異なってもいいが、同一園での入所を強く希望する場合に選択します（この場合、次回以降の利用調整は「同一園のみ」と回答）。
 - ・ 区分④は、きょうだい児それぞれの希望順に沿って、利用調整を行うため、例えば、別園であっても、きょうだい同時入所を希望し、それが難しい場合は入所できる児童から先に入所させることで、出来るだけ早く保育利用を開始させたいと強く希望する場合に選択します（この場合、次回以降の利用調整は「別園でも可」（※）と回答）。
- ※ 内定した児童の保育施設・事業所を第1希望に繰り上げて利用調整

Q20 きょうだいの同時入所申込のフローチャート区分③と区分④で選択する次回以降の利用調整について教えてください。

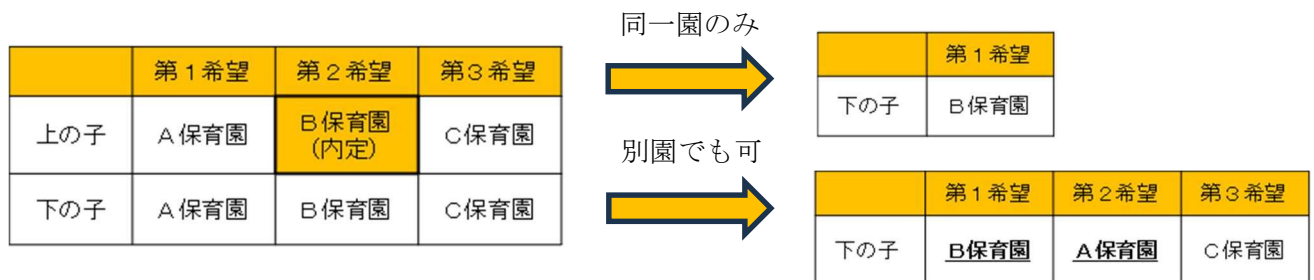
- A20 保留となった児童の利用調整について、以下のとおり、次回以降の利用調整（4月の一次調整の場合は二次調整、二次調整でも保留となった場合は5月の利用調整）を行います。

【同一園のみ】

先に入所したきょうだいの保育施設等だけで次回以降の利用調整を行います。

【別園でも可】

入所できなかったきょうだいの保育施設の希望順位に関わらず、先に入所したきょうだいの保育施設を第1希望に繰り上げ、利用調整を行います。



Q21 きょうだいの同時入所申込のフローチャートの「その他」である区分⑦はどのような場合に該当しますか。

- A21 同一園の利用を希望しない場合や、希望園が同じでもきょうだいにより希望順位が異なる場合、申込児童が3人で真ん中の子のみ別園を希望する場合等、教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2/2）の項目6の（2）の①～⑥、⑧のいずれにも該当しない場合に選択してください。

【指数について】

Q22 現在きょうだいの上の子が保育園利用中ですが、下の子は別園を希望し、上の子も同一園となるよう転園を考えています。この場合もきょうだい同一園希望の加点対象となりますか。

- A22 きょうだい同一園希望の加点については、「きょうだいが既に利用している保育施設を希望する場合」に加点対象となります。転居や転勤に伴う場合や小規模保育事業所等の卒園の場合を除き、既に利用している保育施設を希望されない場合、加点対象とはなりません。

Q23 通勤・通学時間加点は、どのような場合に適用されますか。

- A23 「保育が必要な理由書」及び「就労証明書」の記載内容で判断します（客観的に、申告より短い時間での通勤・通学が可能であると判断した場合は申告内容を認めない場合があります。）。

育休復帰や派遣先が不明なことにより就労証明書に就労先事業所が記載できない場合は、加点の対象とはなりません。

Q24 マイ保育園・マイこども園加点は、どのような場合に適用されますか。

A24 マイ保育園・マイこども園に登録している園での利用調整時のみ、1点加点します。

マイ保育園・マイこども園は、一人一園しか登録できません。そのため、例えば、児童の点数が40点で、第1希望の保育施設でマイ保育園・マイこども園の登録をしている場合、第1希望の利用調整においては1点加点した41点で利用調整を行いますが、第2希望以降の利用調整においては40点での利用調整となります。

なお、マイ保育園・マイこども園の登録対象者は、京都市内に在住する全ての妊娠中の方及び保育園（所）や幼稚園等に通っていない未就園児のいる子育て家庭です。申込締切時点（4月一次調整は、12月11日（金））で、京都市内に転入していない方や転園申請（小規模保育事業所卒園も含む）の方は、加点対象とはなりません。

【利用調整結果通知後の対応について】

Q25 保育利用が決定したとき、育児休業からいつまでに復職する必要がありますか。

A25 保育利用を開始した月の月末までに復帰する必要があります（月末が、土日祝日の場合も同様です）。

（例）令和9年4月1日利用開始の場合は、令和9年4月30日までに復職の必要があります（育児休業の最終日は、令和9年4月29日までとなります）。復職後、2週間以内に利用調整結果通知に同封される「職場復帰証明書」をお住まいの区役所・支所まで提出してください。

Q26 保留になった場合に、翌月以降の利用調整を希望します。再申請は必要ですか。

A26 当初に御提出いただいた内容に基づき、翌年3月までの調整を行いますので、同一年度内の再申請は不要です。

なお、利用調整結果通知は、初回のみ送付となり、その後は内定した場合のみ送付します。世帯の状況や就労状況に変更があった場合や翌月以降の利用調整結果通知が必要な場合は、お住まいの地域の区役所・支所に御連絡ください。

Q27 保育施設・事業所の内定を辞退した場合、どういった影響がありますか。

A27 利用調整結果通知発送後、児童の入院や急な転勤・転居以外の理由により、内定となった保育施設・事業所の利用を辞退された場合、利用開始希望日が属する年度中に再度保育利用申込みをされた際に内定辞退の減点対象となります（令和9年4月一次調整において内定辞退された場合、令和9年4月の二次調整から減点（調整指数－5点（調整指数項番25）の対象となります）。



京都市からのお願い



お仕事がお休みの日などは、**家庭での保育**に御協力ください

保育施設・事業所の利用は、就労や通勤等により、保育を必要とする理由に該当し、保育が必要となる時間に限られます。土曜日などでお仕事がお休みの日や、早めのお迎えが可能な日等は、御家庭での保育に御協力いただきますようお願いいたします。

詳細は[こちら](#)のホームページにも掲載しています。



17 京都市の保育利用の優先度判定基準

基本指数と調整指数の合計点数が低い方の保護者を児童の点数として、保育施設・事業所ごとに、合計点数が高い児童から順に、利用調整を行います。

例) 【父：40時間就労＝40点】 【母：35時間就労＋通勤時間30分＝36点】 の場合、児童の点数は36点となる

なお、保育が必要な事由に複数該当する場合は、指数が最も高い事由を基本指数として採用します。

例) 求職活動5点、介護・看護が20点であれば、基本指数は介護・看護20点

◆基本指数…いずれかひとつを選択

保育が必要な事由	基準	基本指数
就労 ※1、2 3	週40時間以上就労している	40
	週35時間以上40時間未満就労している	35
	週30時間以上35時間未満就労している	30
	週25時間以上30時間未満就労している	25
	週20時間以上25時間未満就労している	20
	内職従事者である	20
	就労している（上記以外）	15
介護・看護	要介護3以上又は障害支援区分4以上の親族を介護又は看護している	35
	要支援2・要介護1・2又は障害支援区分2・3の親族を介護又は看護している	20
	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	身体障害者手帳3級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	療育手帳A判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	療育手帳B判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	介護又は看護している（上記以外）	10
災害	災害復旧に当たっている	40
就学・職業訓練	週40時間以上学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	40
	週35時間以上40時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	35
	週30時間以上35時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	30
	週25時間以上30時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	25
	週20時間以上25時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	20
	就学している（上記以外）	15
求職	求職中である	5
出産	妊娠中であるか、出産後間がない（出産日から起算して概ね2か月）	15
疾病等	入院又はそれと同等程度の治療や安静を要する	40
	介護保険施設、障害者施設に入所している	40
	寝たきりである	40
	要介護3以上又は障害支援区分4以上の判定を受けている	40
	要支援2・要介護1・2又は障害支援区分2・3の判定を受けている	35
	要支援1又は障害支援区分1の判定を受けている	25
	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている	40
	身体障害者手帳3級の交付を受けている	35
	身体障害者手帳4級の交付を受けている	25
	身体障害者手帳5・6級の交付を受けている	20
	療育手帳A判定の交付を受けている	40
	療育手帳B判定の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている	40
	精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	25
	障害又は傷病により、保育が困難な状態である（上記以外）	15
その他	保護者、世帯又は申込児童の状況から、市長が特に保育が必要であると認めるもの	※4

※1 就労時間には休憩時間を含む。

※2 短時間勤務制度を取得する場合でも取得前の就労時間で指数付けを行う。

※3 保育が必要な理由が就労である場合で、市長が指定した期日までに就労証明書の提出がなければ、基本指数は5点（求職中）とする。

※4 市長が定める。

◆調整指数…当てはまるものを合計

項番	項目	具体的内容	調整指数	☆	備考
1	保護者の就労状況等	通勤又は通学時間（片道）が30分以上	1	☆	週3日以上頻度が必要 ・育休復帰や派遣先が不明なことから就労証明書に就労先事業所が記載できない場合は、加点の対象とはならない ・保育要件が「就労」又は「就学・職業訓練」の場合のみ調整、項番1と2とは重複不可
2		通勤又は通学時間（片道）が1時間以上	3	☆	・客観的に判断して申告より短い時間での通勤又は通学が可能であると市長が判断した場合、加点をしない又は1時間以上の通勤又は通学と申告している場合でも項番1を採用する場合がある
3		就労内定の場合（育児等の休業以外の理由で就労証明書に過去3か月の実績の記載がない場合を含む）	-5	☆	項番4が適用されている保護者がいる場合、当該保護者のみ対象外とする
4		保護者のいずれかが、保育士等の資格職として、京都府内の認可保育施設・事業所又は幼稚園（預かり保育を実施する幼稚園のみ）で勤務中（予定を含む）	10		保育士、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を対象とする。項番3の対象外とする ※幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭は保育所（園）、認定こども園、幼稚園のみ対象
5	保護者の心身の状況	保護者のいずれかが次のいずれかに該当する（要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、障害基礎年金・障害厚生年金2・3級）	2		保育要件が「疾病等」の場合を除く、項番6と重複不可
6		保護者のいずれかが次のいずれかに該当する（要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害基礎年金・障害厚生年金1級）	4		保育要件が「疾病等」の場合を除く、項番5と重複不可
7		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付を受けている	2		保育要件が「疾病等」の場合を除く
8	親族の介護の状況	介護等を必要とする親族が、平日に週3日以上通所サービス又は月に7日以上短期入所サービスを定期利用している	-2		保育要件が「介護」の場合のみ調整
9	世帯の状況	小学生以下の子どもの数が3人以上いる	1		項番10と重複不可
10		小学校入学前児童が3人以上いる	3		項番9と重複不可
11		保護者のいずれかが就労、介護・看護、就学・職業訓練、災害復旧のために別居している（単身赴任等）	3		
12		保護者のいずれかが月4回以上夜勤がある	2		項番11の別居している者が夜勤対象者の場合を除く
13		週30時間以上就労している	2	☆	保育要件が「就労」、「就学・職業訓練」の場合を除く、項番14と重複不可
14		週30時間未満就労している	1	☆	保育要件が「就労」、「就学・職業訓練」の場合を除く、項番13と重複不可
15		次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）がいる（要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、障害基礎年金・障害厚生年金2・3級）	1		保育要件が「介護」の場合を除く、項番16と重複不可
16		次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）がいる（要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級、特別児童扶養手当、障害基礎年金・障害厚生年金1級）	2		・保育要件が「介護」の場合を除く、項番15と重複不可 ・障害支援区分が判定されない18歳未満の児童のうち、福祉サービス又は障害児通所支援の支給認定を受けている場合を含む
17		項番15又は16に該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く）が複数いる	2		保育要件が「介護」の場合を除く
18		ひとり親世帯である	5		・項番19と重複不可 ・項番28が適用されている場合、対象外とする
19		生活保護世帯又は生計中心者が失業して求職中の世帯	4		・生活保護世帯にあっては、保育要件が「就労」、「就学・職業訓練」及び「求職」の場合に限る ・項番18と重複不可
20		里親及びファミリーホームとして委託を受けて申請児童を養育している（保育利用開始時に委託を受ける予定の場合も含む）	4		
21	申込児童の状況	申込児童が多胎児である	10		項番26と重複する場合は、項番26(15点)に加えて1点加点(計16点)
22		申込児童が次のいずれかに該当する（身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級）	2		項番23と重複不可
23		申込児童が次のいずれかに該当する（身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級、特別児童扶養手当）	5		・項番22と重複不可 ・障害福祉サービス又は障害児通所支援の支給認定を受けている場合を含む
24		保育園（所）、認定こども園又は地域型保育事業所からの転園希望である	-5		転居若しくは転動に伴う転園又はきょうだいが同一の保育施設・事業所を利用するための転園希望の場合を除く（ただし、転居の場合、転居前に比べ、現在利用中の保育施設・事業所までの通園時間が長くなった場合に限る）
25		利用希望日が属する年度中の保育利用申込みにおいて、保育施設・事業所の利用内定を辞退している場合（利用希望日が同年度内の利用申込みに限る）	-5		児童の入院や急な転動・転居の場合を除く
26		きょうだいが既に保育施設・事業所を利用しており、申込児童が同一の保育施設・事業所の利用を希望する場合又はきょうだいが同時に同一の保育施設・事業所の申込みをした場合	15		・きょうだいが既に利用している保育施設・事業所以外への転園希望の場合は加点対象外（ただし、小規模等を年齢到達により卒園する場合や、転居又は転動に伴う場合を除く） ・項番21、33と重複不可
27	保育の代替手段	申込児童を65歳未満の親族に預けている	-1		項番28と重複不可
28		保育可能な65歳未満の祖父母と同居している	-1		項番27と重複不可
29		勤務先の事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所又は認可外保育施設の従業員枠等を利用している	-2		勤務先と同一敷地内ではない又は近接（徒歩5分程度）していない場合は除く
30		育児休業からの復帰に伴う申込みであり、保育利用開始希望年度において、対象児童が1歳児以上である場合	2		・就労証明書に記載されている場合のみ適用 ・認可外保育施設や一時預かり等を利用し、やむを得ず就労復帰している場合も、育児休業からの復帰した年度及び翌年度の保育利用に限り、引き続き適用
31		育児休業からの復帰に伴う申込みであり、保育利用開始希望年度において、対象児童が0歳児である場合	1		・就労証明書に記載されている場合のみ適用 ・雇用期間が短い等により育休制度がなく産後休暇後直ちに復帰する場合、認可外保育施設や一時預かり等を利用し、やむを得ず就労復帰している場合も、育児休業又は産後休業から復帰した年度及び翌年度の保育利用申込に限り、引き続き適用
32		育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はないと回答した場合	-70		様式1（2）「教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2/2）」の項目4の「②育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません。」を選択している場合に適用
33	小規模保育事業所等からの移行	小規模保育事業所等が3歳児の受入れに係る連携施設（保育所（園）又は認定こども園）を設けており、3歳児移行に当たり当該連携施設を第1希望とする場合	10		
34	マイ保育園・マイこども園登録	保育利用を希望する各月の申請期限までにマイ保育園・こども園登録を行っている	1		マイ保育園・こども園に登録している保育施設・事業所での利用調整のみ加点 令和9年4月保育利用の一次調整に限り、変更申請期限（令和8年12月11日必着）までにマイ保育園・こども園登録をした場合も対象に含める
35	市長が特に調整を必要と認める場合				

☆ 世帯の基本指数となっている世帯員が該当する場合のみ調整

◆お問合せ先◆

お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当まで
(京北地域は京北出張所保健福祉第一担当)

区役所・支所名	所在地	電話	FAX
北 区 役 所	〒603-8165 北区紫野西御所田町 56	075-432-1284	075-451-0611
上 京 区 役 所	〒602-8511 上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	075-441-5119	075-432-2025
左 京 区 役 所	〒606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2	075-702-1114	075-791-9616
中 京 区 役 所	〒604-8588 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	075-812-2543	075-822-7151
東 山 区 役 所	〒605-8511 東山区清水五丁目 130-6	075-561-9350	075-531-2869
山 科 区 役 所	〒607-8511 山科区柳辻池尻町 14-2	075-592-3247	075-501-6831
下 京 区 役 所	〒600-8588 下京区西洞院通塩小路東上る東塩小路町 608-8	075-371-7218	075-351-9028
南 区 役 所	〒601-8441 南区西九条南田町 1-2	075-681-3281	075-691-1397
右 京 区 役 所	〒616-8511 右京区太秦下刑部町 12	075-861-1437	075-861-4678
右京区役所京北出張所	〒601-0292 右京区京北周山町上寺田 1-1	075-852-1815	075-852-1814
西 京 区 役 所	〒615-8522 西京区上桂森下町 25-1	075-381-7665	075-392-6052
洛 西 支 所	〒610-1198 西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	075-332-9195	075-332-8186
伏 見 区 役 所	〒612-8511 伏見区鷹匠町 39-2	075-611-2391	075-611-1166
深 草 支 所	〒612-0861 伏見区深草向畑町 93-1	075-642-3564	075-641-7326
醍 醐 支 所	〒601-1366 伏見区醍醐大構町 28	075-571-6392	075-571-2973

子育て支援ポータルサイト

はぐくもKYOTO



京都市の子ども・子育てに関する施策情報を随時発信しています。知っててよかった制度の情報やお住まいの地域の子育て関連イベント情報が盛りだくさん。

また、親子で利用できる場所がマップで分かるほか、チャットボットが子育ての？にお答えします。

京都市 子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室 公式 SNS はコチラ

X



Instagram



【発行元】

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

発行：令和8年10月

電話番号：075-222-3900

京都市における保育の最新情報や幼保総合支援室の取組、担当者の日々のつぶやき、市営保育所の献立にいたるまで、幅広く情報発信を行っています。ぜひ、フォローしてくださいね。

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市印刷物 第081463号